2019年5月11日

3) 要指導医薬品・一般用医薬品情報 (厚生労働省ホームページより一部改変)

①**要指導医薬品**:対面販売

○**スイッチ直後品目:** 医療用から一般用に移行してまもなく、一般用としてのリスクが確定していない薬。原則3年で一般用へ移行。

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間(予定)	販売開始日	
フルチカゾンプロピオン酸エス テル	フルナーゼ点鼻薬 <季節性アレルギー専用>	グラクソ・スミスクライン・コンシュー マー・ヘルスケア・ジャパン	2019年4月15日	安全性等に関する製造販売後調査期間(3年)	_	NEW!
フルニソリド	ロートアルガードクリアノーズ 季節性アレル ギー専用	□−ト製薬	2018年10月30日	安全性等に関する製造販売後調査期間 (3年)	-	
クロトリマゾール	エンペシドレクリーム	バイエル薬品	— 2017年11月17日	安全性等に関する製造販売後調査期間 (3年)	2018年7月10日	
	デリーザレクリーム	佐藤製薬			-	
	アレグラFXジュニア		2017年9月27日	安全性等に関する製造販売後調査期間(3年)	2017年11月9日	
フェキソフェナジン	アレグラαジュニア	サノフィ			-	
714771797	アレグラフレッシュジュニア					
	アレグラファインジュニア	1				
	タリオンR	田辺三菱製薬	2017年9月27日	安全性等に関する製造販売後調査期間(3年)		
ベポタスチン	タリオンA R				_	
ロラタジン	クラリチンEX	バイエル薬品	2017年1月13日	安全性等に関する製造販売後調査期間(3年)	2017年1月16日	
ロフタシン	クラリチンEX OD錠	- ハ1エル楽品			2017年9月2日	
ロキソプロフェン	ロキソニンSパップ	リードケミカル	2015年7月27日	安全性等に関する製造販売後調査期間(3年)	2016年8月25日	
	ロキソニンSテープ					
ロキソノロノエン	ロキソニンSテープL]				
	ロキソニンSゲル	第一三共ヘルスケア	2015年7月27日	安全性等に関する製造販売後調査期間(3年)	2016年8月25日	
チェストベリー乾燥エキス	プレフェミン	ゼリア新薬工業	2014年4月3日	再審査期間(8年)	2014年9月10日	
イコサペント酸エチル	エパデールT		2012年12月28日	安全性等に関する製造販売後調査期間(6年)	2013年4月15日	第一類へ
	エパアルテ	持田製薬			_	
ネチコナゾール	エスエスカンジダクリーム	エスエス製薬	2012年6月12日	安全性等に関する製造販売後調査期間(3年)		= /-/-/-
	フェミディアクリーム				_	製造販売予定ないので、削除
	カンシダカユミノンクリーム					

○劇薬

販売名	製造販売業者	承認年月日
ガラナポーン	大東製薬工業	1966年1月25日
ハンビロン	日本薬品	1963年3月5日
ストルピンMカプセル	松田薬品工業	1964年2月7日
エフゲン	阿蘇製薬	1968年8月31日

※2014年3月末で販売終了

②第一類医薬品:適切なルールの下、全てネット販売可能

薬剤師が販売し、その際は、

- ・年齢、他の医薬品の使用状況等について、薬剤師が確認すること。
- ・適正に使用されると認められる場合を除き、薬剤師が情報提供すること。

○新一般用医薬品

- ※厚生労働省告示第69号の以下の項目のものが該当
- イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品であって、同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間に1年を加えた 期間を経過していないもの
- □ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項第1号に該当するものとして承認され、同法第79条第1項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に 対し製造販売後の安全性に関する調査を実施する義務が課せられている医薬品(その製造販売の承認のあった日後調査期間を経過しているものを除く。)と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を 有すると認められる医薬品であって、調査義務を課せられている医薬品のうち、調査期間に1年を加えた期間を経過していないもの

有効成分	販売名	製造販売 会社	承認年月日	調査期間(予定)	要指導医薬品と しての販売開始日	新一般用 医薬品の期間	
フッパナトリ	エフコート		2015年3月13日	安全性等に関する製造販売後調査 期間 (3年)	2015年9月18日		
	エフウォッシュ	サンスター			_		
	バトラー エフウォッシュ	9229-				- 2018年9月18 - 日から1年間 -	
	エフコート メディカルクール香味		2018年4月23日				
	クリニカ フッ素メディカルコート		か 2017年6月2日	安全性等に関する製造販売後調査 期間(同一又は同等とみなされる既 承認品目に承認条件として課される 調査期間の残余期間)	2017年9月27日		
	クリニカ プレミアムフッ素ケア	ライオン			_		
	クリニカアドバンテージ フッ素メディカルコート						
トリメブチン	セレキノンS	田辺三菱	2013年5月10日	安全性等に関する製造販売後調査期間(4.5年)	2014年7月10日	2019年1月10	
	セノレックスS	製薬			_	日から1年間	
	エパデールT	持田製薬]]製薬 2012年12月28日	安全性等に関する製造販売後調査	2013年4月15日	2019年4月15	NEW!
	エパアルテ	汀山養栄	2012年12月26日	期間(6年)	_	日から1年間	INL'VV!

○専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの(毒薬又は劇薬に限る。) (略)

○下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

	告示名	別名等
1	アシクロビル	
2	アミノフィリン	
3	イソコナゾール	硝酸イソコナゾール
4	オキシコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	硝酸オキシコナゾール、オキシコナゾール硝酸塩
5	クロトリマゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	
6	ジエチルスチルベストロール	
7	ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤(ジクロルボス 5%以下を含有するものを除く。)に限る。	
8	シメチジン	
9	ストリキニーネ	硝酸ストリキニーネ
10	テオフィリン	
11	テストステロン	
12	テストステロンプロピオン酸エステル	プロピオン酸テストステロン
13	トラネキサム酸。ただし、しみ(肝斑に限る。)改善薬に限る。	
14	ニコチン。ただし、貼付剤に限る。	
15	ニザチジン	
16	ビダラビン	
17	ファモチジン	
18	ミコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	ミコナゾール硝酸塩
19	ミノキシジル	
20	メチルテストステロン	
21	ヨ ヒンビン	塩酸ヨヒンビン
22	ラニチジン	塩酸ラニチジン
23	ロキサチジン酢酸エステル	塩酸□キサチジンアセテート
24	ロキソプロフェン	ロキソプロフェンナトリウム水和物

注)

「告示名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水 和物を含めた形で表記したものであること。 また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体 異性体及び構造異性体を含む表記であること。

○下記に掲げる体外診断用医薬品

一般用黄体形成ホルモンキット